

保険料の納付について

【問合せ先】国保収納グループ
(0798・35・3156)

10月から

特別徴収

(年金からの天引き)
スタート



国民健康保険料の「特別徴収(年金からの天引き)」を10月から開始します。原則、次の①から④までのすべての要件に該当する世帯の世帯主が対象になります。

国民健康保険に加入している人に、平成21年度の納付書(10期分)を6月に送付します。納期限を確認のうえ、切り離さずに金融機関などの窓口で納付してください。

- ①世帯主が国民健康保険の加入者であること
 - ②世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65歳以上75歳未満であること
 - ③世帯主の年金受給額が年額18万円以上であること
 - ④国民健康保険料と介護保険料の合計額が世帯主の年金受給額の2分の1を超えないこと
- 対象者には、8月に開始をお願いします。お知らせの通知書を送ります。なお、6月から9月まで(4期分)の納付については、口座

申請により受けられる

給付金

【問合せ先】国民健康保険グループ
(0798・35・3120)

西宮市国民健康保険では、医療機関などの窓口で保険証を提示することにより、一部負担金を支払うだけで医療を受けることができるほか、市に申請することで受けられる給付もあります。ここでは、その主なものを紹介いたします。

高額療養費の支給

病気やけがで医療費が高額になり、限度額を超える自己負担額を支払った場合、申請をして認められると、その超えた分を高額療養費として支給しています。高額療養費に該当した人がいる場合、市は、医療機関から送られてくる診療報酬明細書(レセプト)を確認し、その世帯主あてに通知書を送ります。

振替または納付書で納めてください。左表参照。
また、年金受給額などの判定の結果、特別徴収に該当しなかった人は、引き続き普通徴収となります。納付書で保険料を納める人には、別途納付書を送ります。

平成21年度 特別徴収の人の納付方法

納付方法	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収 (納付書か口座振替)	○	○	○	○						
特別徴収 (年金からの天引き)					○	○	○	○	○	○

【普通徴収の場合】
▷納期は6月から翌年3月までの10回です
▷納期限は毎期月末で、月末が金融機関などの休業日のときは翌営業日になります

必ず期限内に納付を

保険料を納期後に納付した場合、金融機関などから市に納金されるまで、相当の期間を要するため、行き違いにより再度納付書が届くことがあります。また、納付のないまま放置すると、本来の納期月から4カ月目に地区担当の職員が徴収に行くことがあります。保険料の期限内納付にご協力をお願いします。

口座振替の利用を

保険料を口座振替で納付すると、金融機関に行く必要がなく、納め忘れもありません。また、保険料の滞り込みが発生した場合、すべて口座への振込により滞りしています。口座振替を利用していない場合、滞りがあるたびに振込口座の申込が必要になります。また、振込みまでに、相当の期間

を要します。

口座振替を利用している場合は、こうした手続きが不要になります。ぜひ、便利な口座振替をご利用ください。

【申込場所】市内の金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局含む)
【申込に必要なもの】①世帯主の認印、②国民健康保険被保険者証、③金融機関届出印、④預貯金通帳

領収証の保管 忘れずに!

納付書で保険料を納付した場合は領収証を発行します。必ず領収証があるか確認してください。領収証は保険料を納付したことを証明する唯一の書類です。少なくとも2年間は保管してください。なお、国民健康保険料は、税金の申告の際に社会保険料控除の対象になります。申告の際は、領収証を納付の証明として使用できます。

通知書は診療を受けた月から3・4カ月後に届きますので、通知書が届いたら市に申請してください。また、高額療養費の支給に該当していると思われるのに通知書が届かない場合は、国民健康保険グループにお問い合わせ下さい。

国民健康保険に加入している70歳未満の人が入院するときは…

限度額認定証の交付

国民健康保険に加入している70歳未満の人が入院するとき、保険証とともに「国民健康保険限度額適用認定証」を提示すると、病院の窓口で支払う一部負担

と印鑑

通院にかかる高額な一部負担金の支払いが困難なときは…

高額療養費の貸付

国民健康保険限度額適用認定

所得が少ないなどの理由で、保険料が軽減・減免される場合があります。軽減については、申請は不要ですが、減免を受けるには申請が必要です。

軽減⇒申請 不要
減免⇒申請 必要

保険料の軽減・減免

【問合せ先】国民健康保険グループ
(0798・35・3117)

軽減について

平成20年中の世帯の合計所得が下表の基準額より少ない世帯は、保険料のうち均等割額と平等割額の合計額が軽減される場合があります。この場合の所得は、保険料決定のための基準総所得金額とは異なりますのでご注意ください。

保険料の軽減措置を受けるための世帯の合計所得額基準

軽減割合	7割軽減	5割軽減	2割軽減
被保険者数※			
1人	33万円以下	—	68万円以下
2人		57万5000円以下	103万円以下
3人		82万円以下	138万円以下
4人		106万5000円以下	173万円以下
5人		131万円以下	208万円以下
6人		155万5000円以下	243万円以下
7人		180万円以下	278万円以下
8人		204万5000円以下	313万円以下

※国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人の所得および人数も含めます。ただし、世帯構成が変更になった場合は見直しすることがあります

減免について

災害・失業・低所得などにより、保険料を納めることが困難なときは、申請をすると保険料の所得割額が減免される場合があります。減免事由は右表のとおり。お気軽にご相談ください。

保険料の減免について

保険料の減免が受けられる場合	申請に必要なもの
A 災害または盗難により資産の3割以上の損失があったとき	消防署、警察署などが発行する被災程度の確認ができる証明書およびその他必要な書類
B 平成20年中の合計所得金額が1000万円以下(勤労所得あり)で、1カ月以上の失業または休廃業により生活が困難になったとき	◇雇用保険受給資格者証 ◇廃業届(税務署提出の控え) ◇地区民生委員の現在無職であることの状態確認書 など
C 平成20年中の合計所得金額が500万円以下で、21年中の合計所得の見込み金額が、その半以下となるとき	平成21年中の所得の見込み金額を算出する根拠になるもの(申請時点までの給与明細書、年金支払通知書など)
D 均等割額および平等割額の軽減適用を受けている世帯で、所得割が賦課されている世帯	—
E 1カ月以上の期間、保険給付の制限を受けるとき	在所証明などの事実を証明するもの
F 社会保険などの被保険者が後期高齢者医療制度へ移行することにより、その被扶養者だった人が国民健康保険に加入する場合(対象は国民健康保険の資格取得日に65歳以上の人。また、国民健康保険組合から加入する場合を除く)	次のうちのいずれか1点 ◇健康保険資格喪失証明書(被保険者本人が後期高齢者医療制度の被保険者となったことが明記されているもの) ◇旧被扶養者異動連絡票
G 基準総所得金額の世帯合計の20%を超える保険料が賦課される世帯	—

- (※1) 合計所得とは、各種所得の合計で、各種控除前の所得のことです(保険料の算定に用いる「基準総所得金額」とは異なりますのでご注意ください)
- (※2) 上記A～Fのうちで複数に該当する場合は、最も減免額の多い事由を適用します
- (※3) 上記Bについては、平成21年度保険料より「3カ月以上の失業または休廃業」から「1カ月以上の失業または休廃業」に変更し、緩和しました
- (※4) 上記Gについては、他の減免と同時に受けられますが、その場合は他の減免を適用した後の金額に対して減免します
- (※5) 減免が適用された場合、申請した翌以降の納期で保険料を調整します